

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十五号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和三十三年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(提出すべき書類)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項各号に掲げる書類の提出は、電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法によりすることができる。</p> <p>(登録事項変更の届出)</p> <p>第八条 省令第五条の二第二項の規定による変更届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる書類の提出は、電子情報処理組織を使用する方法によりすることができる。</p> <p>3 変更届出書の部数は、正本一通及び副本一通とする。</p> <p>(宅地建物取引業者名簿等の閲覧)</p> <p>第十条 省令第五条第一項の規定により、同項に規定する書類の閲覧所（以下「閲覧所」という。）を次のように設置する。</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の書類は、宅地建物取引業者名簿県庁閲覧所において閲覧に供するもの（次項に規定するものを除く。）にあつては、宅地建物取引業者名簿の正本並びに免許申請書及び変更届出書（これらの添付書類を含む。）の正本とし、その他の閲覧所において閲覧に供するものにあつては、前項の表の上欄に掲げる閲覧所（宅地建物取引業者名簿県庁閲覧所を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄</p>	<p>(提出すべき書類)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(登録事項変更の届出)</p> <p>第八条 省令第五条の三第一項の規定による宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書（以下「名簿登録事項変更届出書」という。）には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 名簿登録事項変更届出書の部数は、正本一通及び副本一通とする。</p> <p>(宅地建物取引業者名簿等の閲覧)</p> <p>第十条 省令第五条の二第一項の規定により、同項に規定する書類の閲覧所（以下「閲覧所」という。）を次のように設置する。</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の書類は、宅地建物取引業者名簿県庁閲覧所において閲覧に供するもの（次項に規定するものを除く。）にあつては、宅地建物取引業者名簿の正本並びに免許申請書及び名簿登録事項変更届出書（これらの添付書類を含む。）の正本とし、その他の閲覧所において閲覧に供するものにあつては、前項の表の上欄に掲げる閲覧所（宅地建物取引業者名簿県庁閲覧所を除く。）の区分に応じ、それぞれ</p>

<p>に掲げる建設事務所³の所管区域内又は建設事務所³の支所の担当区域内に主たる事務所を有する宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の写し並びに免許申請書及び変更届出書（これらの添付書類を含む。）の写しとする。この場合において、広島県西部建設事務所³の所管区域には、広島県西部建設事務所³支所及び広島県西部建設事務所³東広島支所の担当区域を含まないものとする。</p> <p>3 法第八条第二項の規定による国土交通大臣の免許を受けた業者で県内に主たる事務所を有するものの閲覧所は、宅地建物取引業者名簿県庁閲覧所とし、当該業者に係る宅地建物取引業者名簿並びに免許申請書及び変更届出書（これらの添付書類を含む。）の写しを閲覧に供するものとする。</p> <p>4―8 (略)</p>	<p>れ同表の下欄に掲げる建設事務所³の所管区域内又は建設事務所³の支所の担当区域内に主たる事務所を有する宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の写し並びに免許申請書及び名簿登録事項変更届出書（これらの添付書類を含む。）の写しとする。この場合において、広島県西部建設事務所³の所管区域には、広島県西部建設事務所³支所及び広島県西部建設事務所³東広島支所の担当区域を含まないものとする。</p> <p>3 法第八条第二項の規定による国土交通大臣の免許を受けた業者で県内に主たる事務所を有するものの閲覧所は、宅地建物取引業者名簿県庁閲覧所とし、当該業者に係る宅地建物取引業者名簿並びに免許申請書及び名簿登録事項変更届出書（これらの添付書類を含む。）の写しを閲覧に供するものとする。</p> <p>4―8 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。